

猟銃を新たに所持しようとする方へ

教習費用の支援を受けられる可能性があります

対象となる方

市町村の被害防止計画に基づき
対象鳥獣の捕獲等に従事する方

上記の方が、その捕獲活動に使用するために新たにハーフライフル銃等の所持許可を受けようとする場合に、支援を受けることができます。

※上記の捕獲等に従事することが確実な方も対象となります。

受けられる支援

射撃教習の受講料・
教材費（実包費用）・旅費

上記の費用について、支援を受けられる場合があります。
教習資格認定申請料は、対象外です。

補助率

実施隊員の方 定額（限度額有）
上記以外の方 1 / 2 以内

実施隊員とは、鳥獣被害対策実施隊員・実施隊に所属することが確実な方をいいます。

■ お問い合わせ・ご相談

支援の内容・手続について
実施隊員について

お住まいの市町村まで

教習について
猟銃の所持許可の手続について

最寄りの警察署まで

2025年3月1日（予定）から、ハーフライフル銃の所持許可を受けようとする場合
ライフル銃の教習を受講する必要があります

散弾銃を所持している方が、2025年3月1日（予定）以降、新たにハーフライフル銃を所持しようとする際、ライフル銃の射撃教習を追加的に受講する必要があります。

また、初めて猟銃を持とうとする方が、散弾銃とハーフライフル銃の両方を同時に所持しようとする際、散弾銃の射撃教習と、ライフル銃の射撃教習の両方を受講する必要があります。